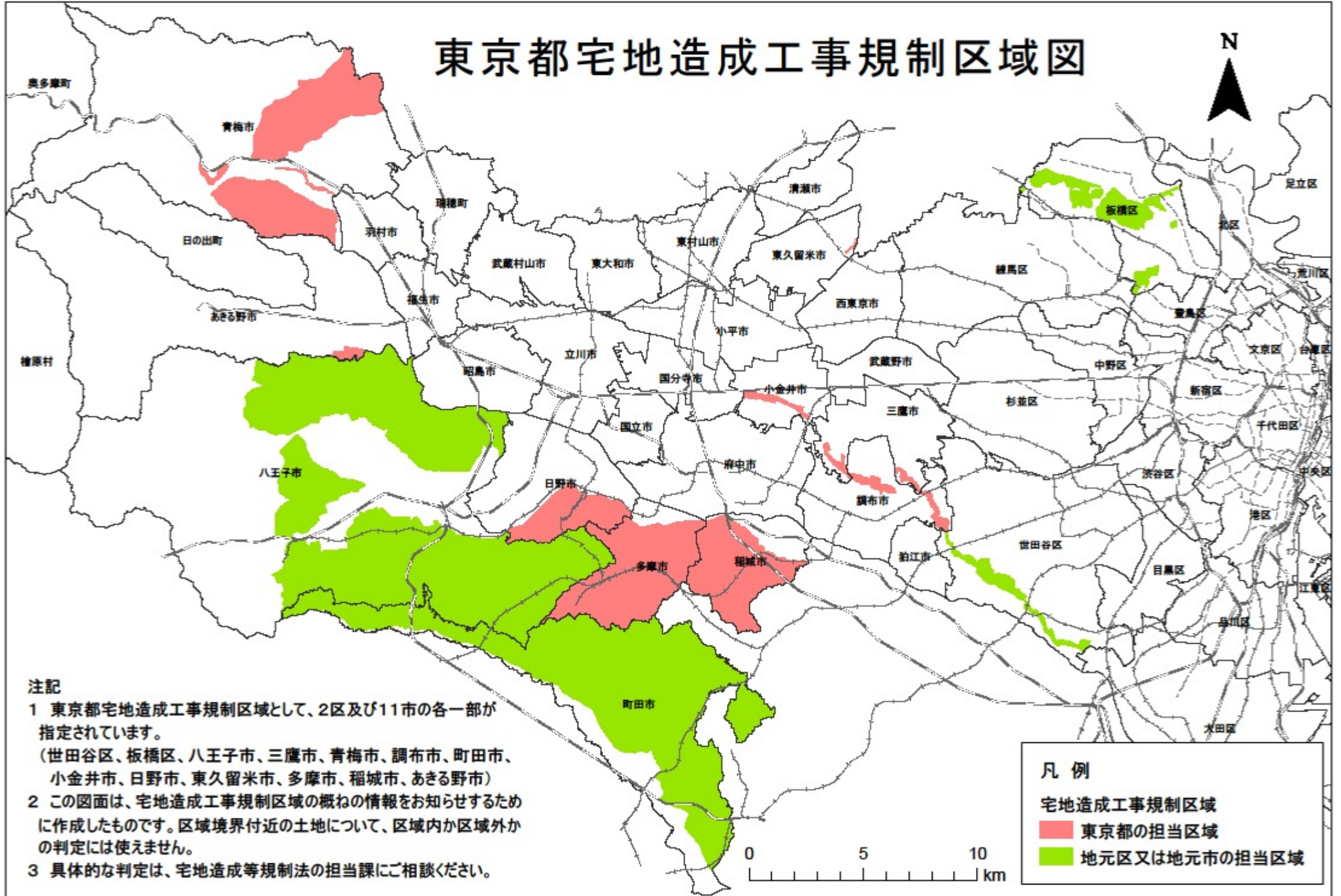


東京都宅地造成工事規制区域図



注記

- 1 東京都宅地造成工事規制区域として、2区及び11市の各一部が指定されています。
(世田谷区、板橋区、八王子市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市)
- 2 この図面は、宅地造成工事規制区域の概ねの情報をお知らせするために作成したものです。区域境界付近の土地について、区域内か区域外かの判定には使えません。
- 3 具体的な判定は、宅地造成等規制法の担当課にご相談ください。

凡例

宅地造成工事規制区域

- 東京都の担当区域
- 地元区又は地元市の担当区域